

第二章 タンカー油濁損害賠償責任及び責任の制限

(タンカー油濁損害賠償責任)
第三条 タンカー油濁損害が生じたときは、当該タンカーに油濁損害に係る原油等が積載されてい

たタンカーのタンカー所有者は、その損害を賠償する責任を負う。ただし、当該タンカー油濁損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 戰争、内乱又は暴動により生じたこと。
二 異常な天災地変により生じたこと。
三 専ら当該タンカー所有者及びその使用者以外の者の悪意により生じたこと。

四 専ら国又は公共団体の航路標識又は交通整理のための信号施設の管理の瑕疵により生じたこと。

五 専ら当該タンカーのタンカー所有者を除く)及びその使用者による故意又は過失によりタンカー油濁損害が生じたときは、裁判所は、損害賠償の請求権は、(該タンカーの所有者の故意又は過失によりタンカー油濁損害が生じた日から三年以内に裁判所が定めるに付して、これを参考することができる。

六 前項第十四号に規定する措置を執る者(該タンカーの所有者を除く)及びその使用者による故意又は過失によりタンカー油濁損害が生じたときは、(該タンカーの所有者を除く)及びその使用者による故意又は過失によりタンカー油濁損害が生じたときは、(該タン

カーの所有者の故意又は過失によりタンカー油濁損害が生じたときは、(該タン

人命、積荷又はタンカーの救助に直接関連する役務を提供する者及びその使用者

者の第三者に対する求償権の行使を妨げない。

六 (当該タンカーのタンカー所有者を除く)及びその使用者による故意又は過失によりタンカー油濁損害が生じたときは、(該タン

カーの所有者の故意又は過失によりタンカー油濁損害が生じたときは、(該タン

(制限債権者が受ける弁済の割合)

第九条 タンカー所有者がその責任を制限した場合には、制限債権者は、その制限債権の額の割合に応じて弁済を受ける。

第十条 第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー所有者に対する損害賠償請求権は、タンカー油濁損害が生じた日から六年以内に裁判上に請求がされないとても、同様とする。

(タンカー油濁損害賠償請求事件の管轄)

第十五条 第三条第一項又は第二項の規定によりタンカー油濁損害の賠償の責任を負うタンカー所有者(法人であるタンカー所有者の無限責任社員を含む。以下同じ。)は、当該タンカー油濁損害に基づく債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、当該タンカー油濁損害が生じた日から六年以内に裁判上に請求がされないと認めながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りでない。

(責任限度額)

第十六条 タンカー所有者がその責任を制限することができる場合における責任の限度額(第十四条第三項及び第三十八条において「責任限度額」という。)は、タンカーのトン数に応じて、次に定めるところにより算出した金額とする。

第一 五千トン以下のタンカーにあっては、一単位の四百五十一万倍の金額

第二 五千トンを超えるタンカーにあっては、一千九百七十七万倍の金額

第三 単位の八千九百七十七万倍の金額

(タンカーのトン数の算定)

第七条 前条のタンカーのトン数は、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンを付して表したもの(以下「総トン数」という。)とする。

(責任の制限の及ぶ範囲)

第八条 タンカー所有者の責任の制限は、当該タンカーごとに同一の事故から生じた当該タン

第三条 当該タンカーの責任条約第三条第四項(に規定する)、船舶貨借人を除く者)、管理人又は運航者及びこれらの者の使用者する者

四 タンカーの修繕その他当該タンカーに係る役務の提供を請け負う者及びその使用者する者

五 当該タンカーのタンカー所有者の同意を得て、又は行政庁の指示に従い、海上におけるすべての制限債権に及ぶ。

勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域(以下この項において「特定海域」という。)を含む。第五十九条第一項を除き、以下同じ。)に入港(特定海域への入港を含む。以下同じ。)をし、本邦内の港から出港(特定海域からの出港を含む。以下同じ。)をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

(権利の消滅)

第五 前項の規定は、損害を賠償したタンカー所有者の第三者に対する求償権の行使を妨げない。

六 (当該タンカーのタンカー所有者を除く)及びその使用者による故意又は過失によりタンカー油濁損害が生じたときは、(該タン

カーの所有者の故意又は過失によりタンカー油濁損害が生じたときは、(該タン

(保障契約)

第十四条 保障契約は、タンカー(二千トン以下のばら積みの原油等の輸送の用に供するタンカーを除く。)のタンカー所有者が当該タンカーに積載された原油等によるタンカー油濁損害の賠償の責任を負う場合において、その賠償の義務により当該タンカー所有者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならない。

第十五条 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害を填補するための保険金額又は賠償の履行を担保する契約とする。

第十六条 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者(保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならない)が当該契約に係るタンカーごとに当該タン

カー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

第十七条 保険契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害を填補するための保険金額又は賠償の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタン

カー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

第十八条 保険契約は、責任条約第七条第五項の規定による義務の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタンカーごとに当該タン

カー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

第十九条 保険契約は、責任条約第七条第五項の規定による義務の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタンカーごとに当該タン

カー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

第二十条 保険契約は、責任条約第七条第五項の規定による義務の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタンカーごとに当該タン

カー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

第二十一条 保険契約は、責任条約第七条第五項の規定による義務の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタンカーごとに当該タン

カー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

第二十二条 保険契約は、責任条約第七条第五項の規定による義務の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタンカーごとに当該タン

カー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

第二十三条 保険契約は、責任条約第七条第五項の規定による義務の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタンカーごとに当該タン

第五章 タンカー油濁損害に係る責任制限

(責任制限事件の管轄)

第三十一条 責任制限事件は、本邦内においてタンカー油濁損害が生じたときは、当該タンカー油濁損害の生じた地を管轄する地方裁判所の管轄に、排他的経済水域内においてタンカー油濁損害が生じたときは、知れている制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又は普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に、本邦内又は排他的経済水域内における損害を防止するための第二条第十四号口に規定する措置が本邦及び排他的経済水域の外において執られ、かつ、本邦内及び排他的経済水域内において損害が生じなかつたときは、当該措置を執つた者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に専属する。

(責任制限事件の移送)

第三十二条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、責任制限事件を他の管轄裁判所、制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又は同一の事故から生じた船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号。以下「責任制限法」という。)の規定による責任制限事件の係属する裁判所に移送することができる。(国際基金の参加)

第三十三条 国際基金は、最高裁判所規則で定めることにより、責任制限手続に参加することができる。(国際基金への責任制限手続係属の通告等)

第三十四条 責任制限手続が係属するときは、責任制限手続の申立てをした者、受益債務者又は責任制限手続に参加した者は、国際基金に対してその旨を通告することができます。

2 前項の規定による通告は、第三十八条において準用する責任制限法第二十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を裁判所に提出してしなければならない。

3 裁判所は、前項の書面を国際基金に対して送達しなければならない。

第三十五条 裁判所は、国際基金が責任制限手続に参加し、又は国際基金に対して前条第三項の規定による送達がされた場合において、第三十

八条において準用する責任制限法第二十八条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときはその変更に係る事項を記載した書面を、第三十八条において準用する責任制限法第三十一条第一項、第八十五条第一項又は第八十七条第一項の規定による公告がされたときはその公告に係る事項を記載した書面を、国際基金に対して送達しなければならない。この場合においては、責任制限法第十五条の規定を準用する。

(自発的に損害防止措置を執つた場合におけるタンカー所有者の責任制限手続への参加)

第三十六条 タンカー所有者は、自発的に第二条任制限手続に規定する措置を執つたときは、タンカー所有者の損害防止措置費用等について制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。

2 責任制限法第四十七条第五項、第五十条(責任制限法第五十一条第二項において準用する場合を含む。)及び第五十三条の規定は、前項の場合について準用する。(訴訟手続の中止)

第三十七条 第三十八条において準用する責任制限法第四十七条第五項の規定により制限債権の届出がされた場合において、当該債権に関する債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟が係属するときは、裁判所は、国際基金が当該訴訟に参加し又は当該訴訟に関し第二十五条第一項の通告を受けている場合にあつては原告の申立てにより又は職権で、その他の場合にあつては原告の申立てにより、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

2 前項に規定する届出又は前条第二項において準用する責任制限法第四十七条第五項の規定による届出がされた場合において、当該債権に関する債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟が係属するときは、裁判所は、職権で、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

3 第一項の場合において原告の申立てにより訴訟手続の中止を命ぜられたときは、裁判所は、原告訴訟手続の中止を命ぜることができる。

(追加基金の参加等)

第三十七条の二 第三十三条から第三十五条まで及び前条の規定は、追加基金について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十条第五条第一項」とあるのは、「第三十条の三において準用する第二十五条第一項」とある。

て準用する第二十五条第一項」と、同条第二項中「国際基金条約」とあるのは、「追加基金議定書」と読み替えるものとする。

(責任制限法の準用)

第三十八条 この法律の規定によるタンカー油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章(第九条、第十条、第十六条、第四節、第五十四条及び第六十四条を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項目	第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一條	第十二條	第十三條	第十四條	第十五條	第十六條	第十七條	第十八條	第十九條
第一項	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項
第二項	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項
第三項	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項

では、同項の規定によ
る届出の日。次項にお
いて同じ。)まで事故發
生の日における法定利
率により算定した金錢

供託の日(次条

第一項の規定によ
り供託委託契

約を締結する場

合にあつては、同項の規定によ
る届出の日)

第五 第三十一条及び第三十二条の規定は、第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続について準用する。この場合において、第三十条中「第二条第十四号ロ」とあるのは、「第二条第十六号ハ」と読み替えるものとする。	
第六 第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条及び第五十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第七 第三十三条の規定による規定の準用	
第八 （保障契約証明書に関する規定の準用）	

第四十八条 船舶油濁等損害賠償法 の法律	
第五十九条 同法第二条第十六号に規定する 規定する船一般船舶等油濁損害 害法	
第六十条 第三号に規定する 第三号に規定する船一般船舶等油濁損害 害法	
第六十一条 第三号に規定する船一般船舶等油濁損害 害法	
第六十二条 第三号に規定する船一般船舶等油濁損害 害法	

第四十九条 船舶油濁等損害賠償法 の法律	
第五十条 第三号に規定する船一般船舶等油濁損害 害法	
第五十一条 第三号に規定する船一般船舶等油濁損害 害法	
第五十二条 第三号に規定する船一般船舶等油濁損害 害法	
第五十三条 第三号に規定する船一般船舶等油濁損害 害法	

第五十四条 同法第二条第十六号に規定する 規定する船一般船舶等油濁損害 害法	
第五十五条 第三号に規定する船一般船舶等油濁損害 害法	
第五十六条 第三号に規定する船一般船舶等油濁損害 害法	
第五十七条 第三号に規定する船一般船舶等油濁損害 害法	
第五十八条 第三号に規定する船一般船舶等油濁損害 害法	

4 第一項の先取特権が消滅する前に責任制限手続開始の決定があつた場合において、その決定を取り消す決定又は責任制限手続廃止の決定が確定したときは、前項において準用する商法第八百四十六条の規定にかかわらず、第一項の先取特権は、その確定後一年を経過した時に消滅する。
 (締約国である外國における基金の形成の効果) 責任条約の締約国である外國において責任条約第五条の規定により基金が形成された場合には、該当基金から支払を受けることができる制限債権については、タンカー油濁損害に係る制限債権者は、該当基金以外のタンカー所有者又は保険者等の財産に対してその権利を行使することができない。

2 責任制限法第三十四条から第三十六条までの規定は、前項の場合について準用する。
 (最高裁判所規則)

第五十七条 この法律に定めるもののほか、責任制限手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(保障契約情報)

第五十八条 本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をしようとする特定船舶(総トン数が三百トン以上のタンカー又は総トン数が百トン以上的一般船舶をいう。以下この章及び第六十八条第六号において同じ。)の船長は、第三項に規定する場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、該当特定船舶の名前、船籍港、該当特定船舶に係るこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償契約又は難破物除去損害賠償保障契約(次条第一項及び第六十条第一項において単に「保障契約」という。)の締結の有無その他の国土交通省令で定める事項(以下この項及び第三項において「保障契約情報」といふ。)を国土交通大臣に通報しなければならない。

2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、次の各号に掲げる該当特定船舶の区分に応じ、当該各号に定める者もすることができる。
 一 タンカー・タンカー所有者又は船長若しくはタンカー所有者の代理人
 二 総トン数が千トンを超える一般船舶
 所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人

三 総トン数が千トン以下の一般船舶
 船舶所有者等又は船長若しくは船舶所有者等の代理人

三 総トン数が千トン以下の一般船舶
 船舶所有者等又は船長若しくは船舶所有者等の代理人
 1 荒天、遭難その他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりあらかじめ保障契約情報を通報しないで本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をした特定船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、入港後直ちに、保障契約情報を国土交通大臣に通報しなければならない。
 (報告及び検査)

第五十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、本邦内の港又は係留施設にある特定船舶の船長に対し、当該特定船舶に係る保障契約に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定船舶に立ち入り、第十七条第一項若しくは第二十条第二項、第四十五条各項若しくは第五十三条各項に規定する書面その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる特定船舶の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、港湾法その他法令の規定により除去その他措置が必要となつた難破物に係るこの法律で定める難破物除去損害賠償保障契約に關し報告をさせ、又は当該契約が締結されていることを証する資料の提出を求めることができる。

一 我が国の領域内又は排他的經濟水域内における難破物に係る第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶
 船舶所有者等の身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、船舶所有者等の申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 前項の規定による報告をすることを要しない。

第六十条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査の結果、当該特定船舶について第十三条若しくは第二十条、第四十一条若しくは第五十三条の規定に違反する事実があると認めるときは、次の各号に掲げる該当特定船舶(以下この項及び第六十二条第一項において「適用除外」といふ。)に応じ、当該各号に定める者もすることができる。

一 タンカー・タンカー所有者又は船長若しくはタンカー所有者の代理人
 二 総トン数が千トンを超える一般船舶
 所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人

三 総トン数が千トン以下の一般船舶
 船舶所有者等又は船長若しくは船舶所有者等の代理人
 1 荒天、遭難その他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりあらかじめ保障契約情報を通報しないで本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をした特定船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、入港後直ちに、保障契約情報を国土交通大臣に通報しなければならない。
 (報告及び検査)

第五十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、本邦内の港又は係留施設にある特定船舶の船長に対し、当該特定船舶に係る保障契約に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定船舶に立ち入り、第十七条第一項若しくは第二十条第二項、第四十五条各項若しくは第五十三条各項に規定する書面その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問をさせることができる。

2 前項の場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、同項の是正のための措置が執られるまでの間、当該特定船舶の航行の停止を命ずることができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による処分に係る特定船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。
 (締約国への報告等)

第六十一条 日本国籍を有するタンカー又は一般船舶の船長は、難破物除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定による通告を行つたものの領域内又は難破物除去条約の締約国である外國の難破物除去条約第一条第一項に規定する水域内に難破物が生じた海難に遭遇したときは、国土交通省令で定めるところにより、船舶所有者の氏名又は名称、難破物の位置その他の国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、当該外國に報告しなければならない。ただし、当該タンカー若しくは一般船舶の船舶所有者等その他の国土交通省令で定める者又は当該海難に遭遇した他の船舶が報告をしたことが明らかなどときは、この限りでない。

2 前項に規定するタンカー又は一般船舶の船長は、同項本文に規定する場合において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三十八条第一項、第二項、第五項若しくは第七項又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第十四条の二の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については、前項の規定による報告をすることを要しない。

第六十二条 この法律の規定は、公用に供するタンカー及び一般船舶については、適用しない。
 (適用除外)

一 第十三条第一項、第四十一条第一項又は第四十九条第一項の規定に違反した者
 二 第十三条第二項、第四十二条第二項又は第四十九条第二項の規定の違反となるような行為をした者
 三 偽りその他の不正の手段により、第十七条第一項(第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。)に規定する書面の交付又は再交付を受けた者
 四 第三十八条、第四十三条第六項又は第五十条第六項において準用する責任制限法第四十条第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の

の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、船舶油濁等損害の被障契約の締結その他その違反を是正するために必要な措置を執るべきことを命ずることができるものである。

二 國土交通大臣は、前項に定めるもののほか、船舶油濁等損害の被害者の保護の充実及び国際約束の適確な実施の確保を図るために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

三 國土交通大臣は、前項に定めるもののはか、船舶油濁等損害の被害者その他の者に対する適切な情報の提供に努めなければならない。

二 國土交通大臣は、前項に定めるもののはか、船舶油濁等損害の被害者の保護の充実及び国際約束の適確な実施の確保を図るために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。
 一 タンカー・船長又はタンカー所有者
 2 第四十一条第一項第一号又は第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶(一般船舶に限る。)の船長又は船舶所有者(船舶に限る。)
 3 第四十一条第一項第二号又は第四十九条第一項第二号に規定する第二種特定船舶
 船長又は船舶所有者等
 4 第六十一条第三十八条、第四十三条第六項若しくは第五十五条第六項において準用する責任制限法第四十三条第一項の規定により選任された管理人の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に行わせることができる。
 (権限の委任)

第六十四条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に行わせることができる。

第六十五条 第三十八条、第四十三条第六項若しくは第五十五条第六項において準用する責任制限法第二十七条の規定により選任された管理人又は第三十八条、第四十三条第六項若しくは第五十六条第六項において準用する責任制限法第四十三条第一項の規定により選任された管理人の代理がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を沒収することができないときは、その額を追徴する。

第六十六条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 1 第十三条第一項、第四十一条第一項又は第四十九条第一項の規定に違反した者
 2 第十三条第二項、第四十二条第二項又は第四十九条第二項の規定の違反となるような行為をした者
 3 假りその他の不正の手段により、第十七条第一項(第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。)に規定する書面の交付又は再交付を受けた者
 4 第三十八条、第四十三条第六項又は第五十条第六項において準用する責任制限法第四十条第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の

損害の原因となつた最初の事実がこれらの規定の施行前に生じた場合における当該油濁損害については、適用しない。

この条において「千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約（以下「国際基金条約」という。）第四条第一項に規定する補償を求めるための千九百九十二年国際基金（千九百九十二年国際基金条約第二条第一項に規定する一千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金をいう。次項において同じ。）に對する訴えは、国際基金条約議定書第三十条第一項の規定により国際基金条約議定書が効力を生ずる日から起算して百二十日を経過する日まで提起することができない。

新法第二十八条第一項又は第二項の規定によりその受取量を報告すべき特定油に係る油受取人は、千九百九十二年国際基金条約第三十六条の三第四項に規定するいづれか早い日までの間は、新法第三十条の二において読み替えて準用する新法第三十条の規定にかかるはず、千九百九十二条国際基金条約第十二条、第十三条及び第三十六条の三の規定により、千九百九十二年国際基金条約第十条の年次拠出金を千九百九十二年国際基金に納付しなければならない。

（第三条の規定による改正に伴う経過措置）

第五条 第三条の規定の施行前に油濁損害の原因となつた最初の事実が生じた場合における当該油濁損害については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この法律の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条 第三条の規定の施行前に油濁損害の原因となつた最初の事実が生じた場合における当該油濁損害に係る千九百七十一年国際基金条約第十二条第二項（b）に規定する拠出金については、

（罰則に関する経過措置）

第八条 附則第二条、第三条、第五条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成八年六月一四日法律第七四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、国連海洋法条約が日本国にについて效力を生ずる日から施行する。

附 則 （平成八年六月二六日法律第一〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

1. （施行期日）
この法律は、平成十五年十一月一日から施行する。

（経過措置）
この法律の施行前に油濁損害の原因となつた最初の事実が生じた場合における当該タンカー油濁損害については、なお従前の例による。

四 第二項に規定する特定海域からの出域を含む。）をするときまでは、適用しない。

（第三条 タンカー油濁損害の原因となつた最初の事実が生じた場合における当該タンカー油濁損害については、なお従前の例による。

（第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用）
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成二十九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三及び第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年四月二十五日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年五月二十五日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年五月二十五日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年五月二十五日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年五月二十五日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、この附則に規定するもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国

際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条及び第十五条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

法律による改正後の船舶油濁等損害賠償保障法(以下「新法」という。)の次の各号に掲げる規定により、当該各号に定める書面を交付することができる。

(経過措置)

国土交通大臣は、この法律の施行の日から施行する。

附則第四十四条において準用する新法第十

七条一般船舶等油濁損害賠償保障契約が締結されていることを証する書面

二 新法第五十二条において準用する新法第十

七条難破物除去損害賠償保障契約が締結さ

れていることを証する書面

一 新法第五十二条において準用する新法第十

七条難破物除去損害賠償保障契約が締結さ

れていることを証する書面

二 新法第八章及び第五十一条 新法第二条第一款

十七号に規定する難破物除去損害の原因ととなつ最初の事実が施行日以後に生じた場合に施行する。

附則第二条から前条までに定める船

舶で当該各号に定めるものについては、施行日以後初めて本邦内の港から出港をするときまで

は、適用しない。

一 新法第四十一条第二項及び第四十五条第二

項 日本国籍を有しないタンカー又は一般船

舶(いすれも総トン数が千トンを超えるものに限り、その航行に際し新法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないもの)を除く。)

一 新法第四十九条第二項及び第五十三条第二

項 日本国籍を有しないタンカー又は一般船

舶(いすれも総トン数が三百トン以上のものに限る。)

二 新法第六十一条の規定は、新法第二条第八号に規定する難破物が生じた最初の事実が施行日前に生じたものでの場合は、適用しない。

二 新法第四十九条第二項及び第五十三条第二

項 日本国籍を有しないタンカー又は一般船

舶(いすれも総トン数が三百トン以上のものに限る。)

一 新法第六十一条の規定は、新法第二条第八号に規定する難破物が生じた最初の事実が施行日前に生じたものでの場合は、適用しない。

二 新法第六十一条の規定は、新法第二条第八号に規定する難破物が生じた最初の事実が施行日前に生じたものでの場合は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第二条から前条までに定めるもの

ほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

附則第二条から前条までに定める法律の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施

行の日以後となる場合には、前条の規定は、適

用しない。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。